

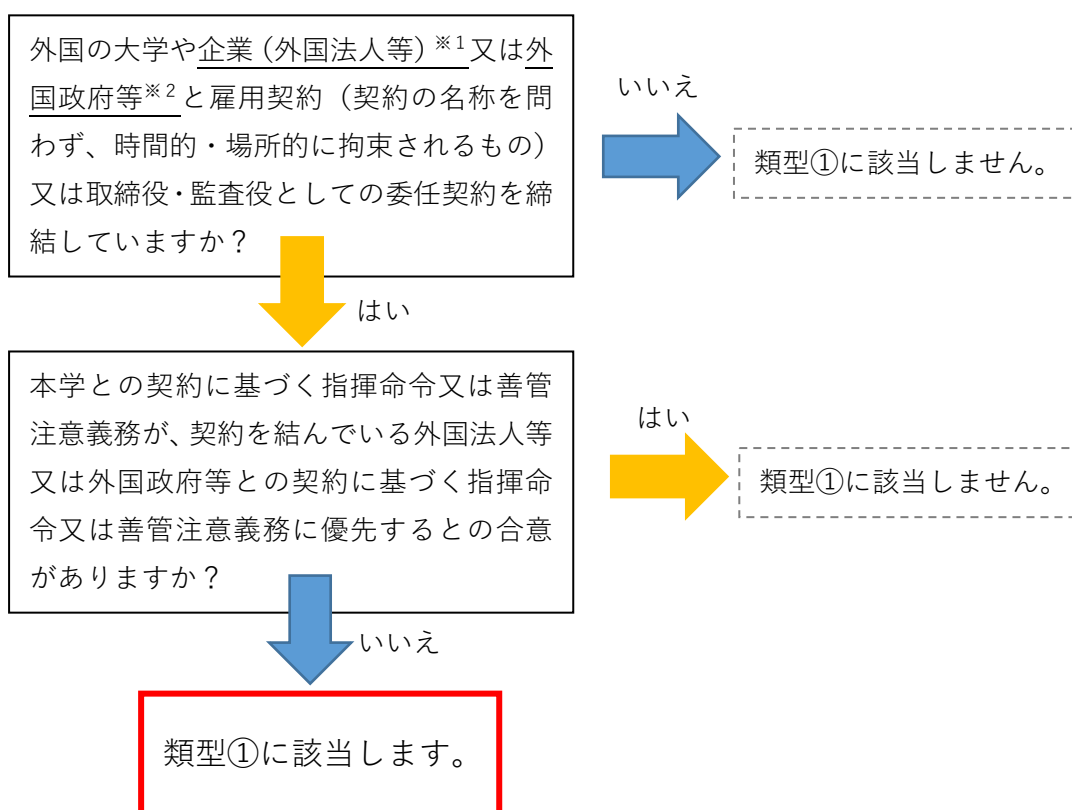
「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び第 2 項の
遵守のための特定類型該当性に関する誓約書」について

上記法律の改正及び令和 4 年 5 月からの施行に対応するため、弘前大学では
すべての職員について、特定類型該当性の確認をすることとなりました。

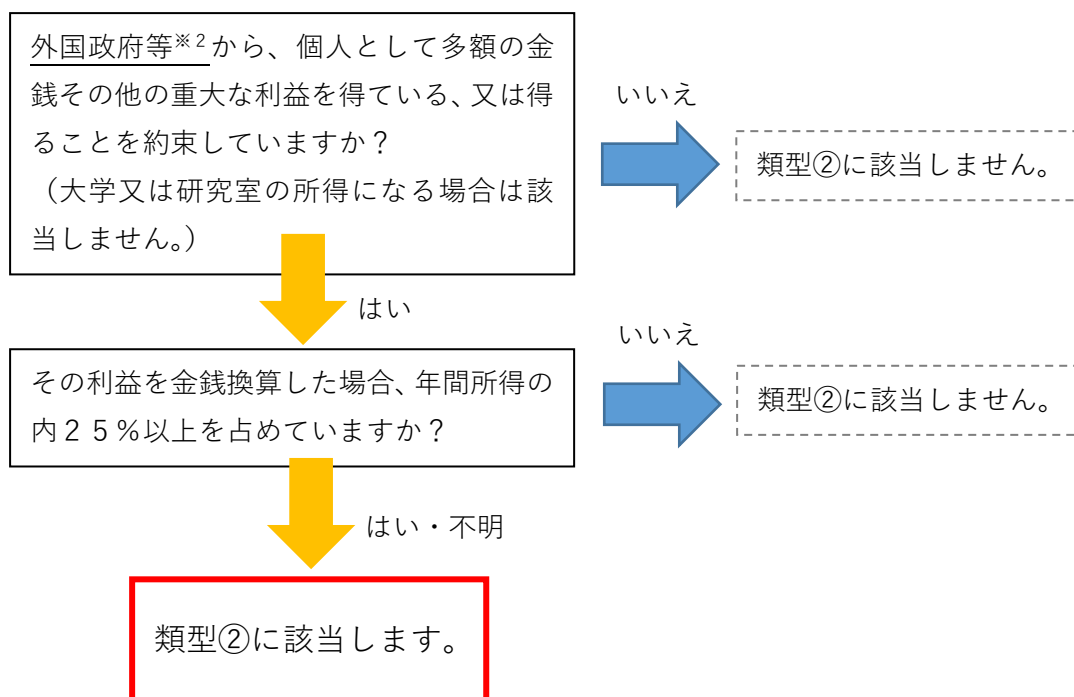
特定類型とは、「個人が外国政府又は外国法人の強い影響を受けている状
況」を意味します。

本誓約書は、雇用者が「契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下に
ある状況」（特定類型①）の該当性及び「経済的利益に基づき、外国政府等の
実質的な支配下にある状況」（特定類型②）の該当性を確認し、その有無を申
告いただくものです。

特定類型①：外国政府等・外国法人等と雇用契約を結んでいる場合



特定類型②：外国政府等から経済的利益を受けている場合



※1. 企業（外国法人等）

外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体を意味します。

外国法人の日本支店又は子会社は、外国の企業に該当しません。（事実上、外国法人等と同視できる場合を除く）

当該外国法人等の議決権を、本邦法人が50%以上を保有する場合は、類型①の対象から外れます。

※2. 外国政府等

外国の政府、政府機関、地方公共団体、中央銀行並びに政党その他の政治団体を意味します。

日本の独立行政法人等に相当する外国の公的組織は、外国政府等に該当する可能性があります。

外国の国営企業又は公営企業、外国の国公立の大学又は研究機関、国連その他の国際機関は該当しません。

特定類型該当性に関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡願います。

研究推進部研究推進課・研究・イノベーション推進機構

内線：3906（成田）・3267（平井）

Email：krisk@hirosaki-u.ac.jp

R4.4.1 現在